

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則

昭和41年4月19日
公安委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和38年兵庫県条例第40号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(着用期間)

第2条 条例第2条第1項に規定する支給品の着用期間は、別表第1のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合には、警察本部（以下「本部」という。）の長（以下「本部長」という。）は、着用期間を伸縮することができる。

(支給品及び貸与品明細表)

第3条 本部長は、条例第2条第3項及び第4条の規定に基づき、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に支給品を支給し、又は貸与品（拳銃を除く。以下同じ。）を貸与するときは、支給品及び貸与品明細表を作成して行うものとする。

(管理換)

第4条 条例第5条に規定する特殊の被服又は装備品を支給し、又は貸与するときは、本部の物品管理者と警察署の物品管理者間において物品管理換をして行うものとする。ただし、物品管理換を行わない本部の各所属（サイバーセキュリティ・捜査高度化センター及び警察学校を含む。）については、本部の物品管理者が直接払出しを行うものとする。

(返納)

第5条 警察官等は、条例第6条の規定に基づき、支給品及び貸与品（識別章の番号標を除く。次条において同じ。）を返納するときは、所属長を経由し、返納書により、本部の物品管理者に対し、遅滞なくこれを行わなければならない。

(保管)

第5条の2 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官等に支給し、又は貸与した被服及び装備品について、所属長に保管させることができる。

- (1) 警察官等が停職を命ぜられたとき。
- (2) 警察官等が、長期欠勤又は心身の故障のため、支給品及び貸与品を保管することが適当でないと認められるとき。
- (3) 亡失その他の事故の防止のため、警察官等が支給品及び貸与品を保管することが適当でないと認められるとき。

(代品の申請)

第6条 警察官等は、条例第7条の規定に基づき支給品及び貸与品の代品を必要とするときは、所属長にその理由を具し、代品の支給又は貸与を申し出るものとする。

2 所属長は、前項の申出を受けた場合は、その事実を調査し、理由があると認めるときは、支給及び貸与（換）申請書により、本部長に代品の支給又は貸与を申請するものとする。

(特殊の被服及び装備品)

第7条 条例第5条に規定する特殊の被服及び装備品は備品扱いとし、本部長が別に定めるところにより貸与するものとする。

2 所属長は、特殊の被服又は装備品を必要とするときは、前条第2項に規定する支給及び貸与(換)申請書をもって申請するものとする。ただし、礼服を必要とするときは礼服借用申請書、略礼装用礼肩章及び飾緒を必要とするときは礼肩章及び飾緒借用申請書によるものとする。

(私服の支給)

第8条 本部長が別に定めるところにより私服を着用する者には、その勤務に従事する期間、条例第2条第1項に規定する支給品に替えて、別表第2に掲げる私服を支給し、その員数、使用期間及び着用期間は同表のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合には、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

2 前項本文の規定に基づき、私服の調製契約をし、その後身分を失った者又は私服勤務を免ぜられた者については、調製した当該私服を支給するものとする。

(返納金)

第9条 私服の支給を受けた者のうち、身分を失った者又は私服勤務を免ぜられた者で、現に支給(調製契約した場合を含む。以下本条において同じ。)されている私服の使用期間に残存期間があるときは、本部長が定める金額(以下「返納金」という。)を返納するものとする。

2 私服の支給を受けた者が死亡又は退職した場合等で、本部長の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、返納金を免除することができる。

3 私服の支給を受けた者が私服勤務を免ぜられた場合で、当該私服に残存期間があるときは、その期間を、それに相当する支給品の使用期間に加算することにより、返納金に代えることができる。

(簿冊の作成)

第10条 所属長は、特殊被服等出納簿及び特殊被服等貸与簿を備え付け、特殊の被服又は装備品の受払状況を登記しなければならない。